

「小売り電気事業の登録の申請等に関する省令案」に対する意見

〔氏名〕	一般社団法人北海道消費者協会 会長 橋本智子 (担当：組織活性化グループ 主幹 中田真紀子)
〔住所〕	北海道札幌市中央区北3条西7丁目
〔電話番号〕	011-221-4217
〔FAX番号〕	011-221-4219
〔電子メールアドレス〕	
〔ご意見〕	<p>・ 該当箇所 第3条について（供給条件の説明等）</p> <p>・ 意見内容</p> <p>1 小売供給を受けようとする者への供給条件の説明事項に、供給される電気の電源構成に関する事項を加えるべきである。</p> <p>・ 理由 内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減の推進が求められ、国民の間にも関心が高まり、供給先を選択するにあたっての判断材料の一つになるものであることから、説明事項とすべきである。</p> <p>2 小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合は、供給条件の説明事項を記した書面を交付することなく、電話により説明することを認めるとされているが、すべて書面交付を義務づけるべきである。</p> <p>・ 理由 省令案第3条で示されている説明事項は、現在示されているだけでも二十数項目にわたっており、これを電話で聞き取り、理解し、記憶することは現実的ではない。後刻、説明した、説明を受けていないといった問題が発生することは明白であるといわざるを得ない。問題が発生してから対応するのではなく、このような問題の発生を未然に防ぐうえからも、すべて書面交付を義務づけるべきである。</p> <hr/> <p>・ 該当箇所 第4条について</p> <p>・ 意見内容</p> <p>1 FITによる再生エネルギー電力を調達している小売電気事業者及び当該小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介等を業として行う者は、小売供給の契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、その者に対して、当該調達した再生可能エネルギー電気が環境への負荷の低減に資するものである旨の説明を禁じているが、事実と反するものであるならばともかく、環境への負荷の低減に資するものであれば、制限すべきではなく省令（案）には納得できない。</p> <p>・ 理由 そもそもFIT法は、再生エネルギー源を利用することが経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図るうえで重要となっているから再生エネルギー源の利用を促進するために創設された法律であり、この法律に適合する再生可能エネルギー電気は環境への負荷の低減に資することは間違いないものであり、その事実の説明を禁じることは不適切である。</p>